市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

高齢者の運転免許証の自主返納を支援しています

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

高齢者ドライバーによる交通事故を減少させるため、運転免許証を自主的に返納する65歳以上の市民を対象に次の支援を行っています。

自主返納された人には、ミニバス乗車券（2年分）を贈呈します。

※乗車券は一回に限り更新できます。（最長4年分）

免許証返納の手続き

①最寄の警察署（安城警察署等）（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※知立幹部交番等の交番での手続きはできません。本人が運転免許証を持参のうえ、申請してください。（手数料無料）

・申請による運転免許の取消通知書
・取消された運転免許証
を受け取り知立市役所へ。

↓

市への申請

②知立市役所3階安心安全課
受付時間　午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

○ミニバス乗車券（2年分）を受け取ります。

※安城警察署で免許返納手続きをしますと、その時点で免許証が無効になります。その後は、絶対に運転しないでください。支援の申請期限は、免許証返納をした日から1か月以内です。

▼よくある質問

Q1．免許証の期限が切れていますが返納できますか？

A1．大変申し訳ありませんが有効期限の切れた免許証は返納できません。

Q2．返納するには市役所に行けばいいですか？

A2．自主返納は最寄の警察署で受け付けています。市役所では返納した人への支援事業を行っています。

Q3．免許証がなくなると顔写真付きの身分証明書がなくなってしまいます。

A3．警察署での返納の際に「運転経歴証明書」という免許証に代わる身分証明書が発行できます。発行に1千円かかりますが、即日発行、一生更新必要無し、高齢者には提示することで割引サービス（高齢者交通安全サポート企業のみ）、と大変便利なカードです。

Q4．高齢者ではないですが、返納できますか？

A4．返納は年齢に関係なく行えます。ただし、高齢者用のサービスや市の支援事業は対象外となります。

Q5．返納したあとに必ず市役所へ行かないといけませんか？

A5．返納支援事業のサービスを希望される場合は3階の安心安全課へお越しください。希望されない場合はその必要はありません。

緊急地震速報を活用した訓練を実施します

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

4月に発生した三重県南東沖の地震や熊本地震においても緊急地震速報は活用されました。昨年度に続き、今年度も緊急地震速報を活用した訓練を市内一斉に行います。

当日は訓練用の緊急地震速報が流れますので、緊急地震速報が聞こえたら身を守る行動（シェイクアウト）を取っていただくようお願いします。

訓練では同報無線および防災ラジオで緊急地震速報を放送します。

○訓練について

▼とき　6月23日㈭　午前10時15分から1分程度

▼ところ　知立市全域

▼訓練内容　訓練日に同報無線および防災ラジオで緊急地震速報を流します。参加される人は放送後にシェイクアウト訓練を実施してください。

○シェイクアウト訓練について

Q．シェイクアウトとは？

A．アメリカのカリフォルニア州で生まれた一斉防災訓練で、（シェイクアウト＝地震の揺れに備えろ！という意味の造語）世界各地で行なわれている訓練です。

Q．実際なにをしますか？

A．

① その場で姿勢を低く（DROP！）
② 体や頭を守り（COVER！）
③ じっとする（HOLD ON！）

この3つの姿勢を行なうことで自らの身を守る訓練です。当日は市内全域に訓練放送を流しますので、聞こえたら1分程訓練行動をしてください。

Q．シェイクアウト訓練の特徴は？

A．シェイクアウト訓練は場所を問わず、時間がかからず、実態に応じた訓練ができるという特徴があります。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

国民年金保険料の免除制度

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）

失業等により保険料を納めることが経済的に難しい場合には、ご本人の申請手続によって保険料の納付が免除または猶予される次の3種類の申請制度があります。

①免除（全額免除・一部免除（一部納付））申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

②若年者納付猶予申請 ※

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間

①・②については、7月1日以降から平成28年度分の受付が始まります。③については、4月から受付をしています。

▼申請に必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号の分かるもの

・失業などを理由とする場合は雇用保険被保険者離職票など

・代理申請の場合は、認印と代理人の本人確認資料

○申請した時点から2年1ヶ月前の月分までさかのぼって免除申請できます（学生特例納付も同様です）。申請が遅れると万一の際に障害年金などを受けられない場合や免除が受けられない場合があるので、速やかに申請してください。

なお、免除は前年所得や失業など状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

※7月1日から、対象者が30歳未満の人から50歳未満の人へ拡大され、名称も「納付猶予」に変更されます。

児童扶養手当一部支給停止適用除外

子ども課 児童家庭係（☎(95)0120）

児童扶養手当は、原則として手当の受給開始月から起算して5年を経過すると、手当の2分の1を支給停止することになっています。（一部支給停止）

しかし、就業中である場合や、就業できない特別な事情がある場合は、関係の書類を提出することで、支給停止の適用を受けることなく、引き続き、規定の手当額を受給することができます。（一部支給停止適用除外）（ただし、所得や家族の状況等に変化があった場合はこの限りではありません。）

5年を経過する対象の人には、現況届（年に一度の更新手続）の前に、案内文書を送付します。内容を確認のうえ、現況届手続き時（8月）に併せてご持参ください。

「女性の悩みごと相談」をご利用ください

協働推進課 協働人権係（☎(95)0144）

家庭・離婚・男女問題など、女性が直面するさまざまな悩みごとを専門員がお聴きし、解決のための応援をします。相談は無料で、秘密は堅く守られます。ひとりで悩まず気軽にご相談ください。

▼とき 毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時（相談日が祝日にあたる場合は、お休みになります。また、専門員の都合によりお休みになる場合があります。）

▼ところ 市役所内（協働推進課までお越しください）

▼その他 要予約（当日でも可）

男女共同参画週間「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」

協働推進課 協働人権係（☎(95)0144）

毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施します。

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。つまり男女がよきパートナーとしてお互いの人権を尊重し、職場、学校、地域、家庭などにおいて、それぞれの個性と能力を発揮して、一人ひとりが責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会です。

この週間を機会に、男女がともに支え合い、心豊かに自分らしく生きることについて考え、実践していきましょう。

全国一斉「子ども人権110番」強化週間の実施について

名古屋法務局人権擁護部（☎052(952)8111）

いじめ・虐待など、子ども達の人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

▼とき 平成28年6月27日(月)～7月3日(日)午前8時30分～午後7時まで（土・日曜日は午前10時～午後5時）

▼電話番号 0120(007)110（フリーダイヤル「子どもの人権110番」相談専用電話

猫の飼い主の皆さんへ

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

○猫を飼うときのマナー

猫を屋外で飼うことは、近隣住民の迷惑になるだけでなく、猫への危険もいっぱいです。次のマナーを守りましょう。

・室内で飼う。
・避妊、去勢手術を行う。
・首輪や迷子札をつける。
・最後まで面倒をみる。

○飼い主のいない猫にエサを与えている人へ

エサをあげているだけでは、猫がどんどん増え、周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑がかかります。無責任なエサやりはやめましょう。

生け垣設置に補助金を交付します

都市計画課 公園緑地係（☎(95)0157）

緑化の推進を図り、良好な生活環境の整備と、災害時におけるブロック塀の倒壊による被害防止のため、生け垣設置に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象の主な内容

①公共的道路に沿って延長2m以上生け垣を設置すること
②樹木は、高さ90cm以上
③延長1m当り2本以上植樹すること

▼補助金を受けられる人

市内に土地を所有している人で、市税を完納していること

※集合住宅等で複数の人が共同で生垣を設置する場合は、代表者を決めて申請してください。

▼補助金の額

○新たに生け垣を設置する場合

必要経費の3分の2の額（限度額6万円）

○ブロック塀等取り壊して当該場所に生け垣を設置する場合

必要経費の3分の2の額（限度額10万円）

※この制度を利用される人は工事にかかる前に申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳しくは市ホームページまたは都市計画課までお問合せください。

実施写真（平成23年度）

工事前 ⇒ 工事後

平成28年度スキルアップ講座（在職者対象訓練）「C言語プログラム基礎」受講者募集

県立岡崎高等技術専門校在職者訓練担当（☎0564(51)0775）

▼とき　7月30日(土)・31日(日)　午前9時10分～午後4時30分（2日目は午後3時40分まで）
▼ところ　県立岡崎高等技術専門校
▼対象　C言語を習得したい人
▼訓練内容　C言語の特徴、入出力、関数、各種演算子、配列の活用
▼募集人数　18人
▼受講料　2千300円（テキスト代税別2千786円別途必要）
▼申込み　往復ハガキまたはEメールに講座名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、職業を記入のうえ、7月7日(木)までに県立岡崎高等技術専門校（〒444－0802岡崎市美合町平端24番地　Eメール okazaki-senmonko@pref.aichi.lg.jp）へ。

※申込み多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します。

愛知県だより

薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン実施

県健康福祉部保健医療局医薬安全課（☎052(954)6305）

近年、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの不正薬物の乱用が大きな社会問題となっています。最近では、元プロ野球選手による覚醒剤の乱用や、青少年への大麻汚染の広がりなど、不正薬物に関する事件が後を絶たない状況です。また、危険ドラッグについては、現在、販売店舗はすべて閉鎖していますが、インターネット等を利用して販売され、乱用されています。

そこで愛知県では県民の皆さんに薬物乱用問題に対する認識を高めていただくため、6月20日から7月19日まで「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。この運動期間中は県内各地で「6・26ヤング街頭キャンペーン」を始め、警察等協力団体と共に各種啓発活動を展開します。また、平成27年に「OS☆U」を薬物乱用防止PR大使「薬物乱用ダメ。ゼッ隊」に任命し、若者へ薬物乱用防止を呼びかけます。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

在職者対象訓練「福祉住環境整備の基本」受講者募集

県立高浜高等技術専門校（☎(53)0031）

▼内容　介護しやすい家づくりのための基本知識の習得と住宅改修の実践として、立ち上がりのための玄関ベンチ作成を行い、効果的な活用方法について講義します。
▼とき　8月1日(月)、2日(火)　午前9時10分～午後4時30分（2日目は午後3時40分まで）
▼ところ　県立高浜高等技術専門校
▼定員　10人
▼受講料　2千300円
▼申込み　ハガキに講座名・郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先名・勤務先電話番号を記入のうえ、6月30日(木)（必着）までに県立高浜高等技術専門校（〒444－1324　高浜市碧海町4－1－6）へ。
※Eメールでの申込みついては、ホームページをご確認ください。
○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/
※定員を超えた場合は抽選のうえ、受講者を決定します。

春の叙勲・褒章受章者

春の叙勲・褒章受章者が、4月29日に発令されました。受章おめでとうございます。

瑞宝小綬章　郵政行政事務功労
柴田　敏彦氏（上重原町）

瑞宝単光章　警察功労
衛藤　隆三氏（桜木町）

黄綬褒章　業務精励
三島　久佳氏（昭和）

※ご本人の意向により、掲載していない方もいらっしゃいます。

▶問合せ　協働推進課　秘書広報係（☎95-0112）

情報公開制度・個人情報保護制度実施状況

○情報公開制度
市政に関する情報（公文書）を市民の皆さんの請求に応じて開示する情報公開制度を実施しています。開示を請求できる文書は、平成元年4月1日以降に作成し、保有している文書、図書、写真などです。ただし、個人のプライバシーを侵すもの、法人の正当な利益を損なうものなどは開示できないことがあります。
平成27年度における情報公開制度の実施状況は、次のとおりです。

○個人情報保護制度
市の機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正・利用停止・削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するために個人情報保護制度を実施しています。
平成27年度における個人情報保護制度の実施状況は、次のとおりです。
▼問合せ　総務課（☎(95)0113）

平成27年度情報公開制度実施状況

実施機関	処理状況				不服申立て			
	件数	決定内容			件数	決定内容		
		全部開示	部分開示	非開示		全部認容	棄却	却下
市長	16	8	8	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	17	9	8	0	0	0	0	0

※「非開示」については、文書不存在も含みます。

平成27年度個人情報保護制度実施状況

【開示請求】

実施機関	処理状況				不服申立て			
	件数	決定内容			件数	決定内容		
		全部開示	部分開示	非開示		全部認容	棄却	却下
市長	6	4	1	1	0	0	0	0
教育委員会	2	1	0	1	0	0	0	0
合計	8	5	1	2	0	0	0	0

※「非開示」については、文書不存在も含みます。

【訂正請求等】

実施機関	処理状況				不服申立て			
	件数	決定内容			件数	決定内容		
		全部訂正等	部分訂正等	非訂正等		全部認容	棄却	却下
教育委員会	2	0	2	0	1	0	1	0

【是正の申出】0件

市指定避難所・避難場所の変更について

安心安全課防災係（☎(95)0160）

避難所・避難場所が変更されました。災害時に皆さんが避難する場所をご家族等で話し合い、事前に決めておきましょう。

【新規指定避難所】知立南保育園

【指定取消避難所】中央公民館講堂（知立中学校避難所と統合するため）

福祉の里八ッ田（ボランティアセンター本部として活動するため）

避難所とは災害の危険性があり、避難した人を災害の危険性がなくなるまでまたは被害により戻れなくなった人を一時的に滞在させるための施設になります。

【新規指定避難場所】

新地公園・上重原公園

指定避難場所とは、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難する場所になります。

【新規指定一時避難場所】

昭和3号公園・丸坪公園

山屋敷町公民館

南陽区公民館（風水害時）

指定一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、一時的に集合して様子を見る場所やボランティア等の救援活動拠点となる場所です。

(1)指定避難所

【地震・風水害】

名　称
知立小学校体育館
猿渡小学校体育館
来迎寺小学校体育館
知立東小学校体育館
知立西小学校体育館
八ツ田小学校体育館
知立南小学校体育館
知立中学校体育館
竜北中学校体育館
知立南中学校体育館
知立高校体育館
知立東高校体育館
上重原西保育園
知立南保育園（新規指定）
逢妻保育園
高根保育園
福祉体育館主競技場
知立文化広場
西丘文化センター
猿渡公民館
知立市図書館
八橋市営住宅集会所
昭和児童センター
上重原町公民館
逢妻町公民館
西中町第1公民館

(2)指定広域避難場所（指定緊急避難場所）

【地震】

名　称
知立小学校校庭
猿渡小学校校庭
来迎寺小学校校庭
知立東小学校校庭
知立西小学校校庭
八ツ田小学校校庭
知立南小学校校庭
知立中学校校庭
竜北中学校校庭
知立南中学校校庭
知立高校校庭
知立東高校校庭
知立文化広場グランド
知立市文化会館駐車場
昭和6号公園
草刈公園
新地公園（新規）
上重原公園（新規）

(3)指定一時避難場所（指定緊急避難場所）

【地震】

名　称
桐山公園
八橋児童遊園
昭和2号公園
昭和3号公園（新規）
昭和4号公園
中新切公園
矢田良根公園
西ノ割公園
池下公園
大流公園
丸坪公園（新規）
御手洗公園
宝保育園
西中町第2公民館
牛田町公民館
谷田町第2公民館
山屋敷町公民館（新規）

【風水害】

名　称
新林町公民館
南陽区公民館（新規）

(4)福祉避難所

【地震】

名　称
特別養護老人ホームヴィラトピア知立
特別養護老人ホームほほえみの里
知立老人保健施設
けやき作業所
メープルけやき
かとれあワークス
生きがいセンター
中央子育て支援センター

第17回知立よいとこ祭り踊り参加チーム募集

第17回知立よいとこ祭り路上総踊り参加者を募集します！

▶と　き　8月20日㈯　午後2時～9時
（荒天の場合は翌日21日㈰）

▶ところ　市役所駐車場、周辺道路

▶参加条件　1チーム10人程度以上とし、中学生以下の参加は保護者等同伴のこと

▶参加費　無料

▶服　装　自由

▶申込み　応募用紙に必要事項を記入し、7月15日㈮までに観光協会事務局（経済課内）へ。

※応募用紙は、市役所2階経済課、中央公民館、福祉体育館に用意します。また、市および観光協会ホームページにも掲載しています。

☆踊りコンテスト☆

【よいとこばやし部門】

・審査曲目　「知立よいとこばやし」

・賞　金　「優勝5万円（1組）、準優勝3万円（1組）、特別賞5千円（10組）」

【盆踊り部門】

・審査曲目　「まんまる音頭」、「知立音頭」、「わが町知立」

・賞　金　「優勝5万円（1組）、準優勝3万円（1組）、特別賞5千円（10組）」

▶チームシンボルコンテスト

・賞　金　優勝3万円（1組）、準優勝2万円（1組）、特別賞1万円（1組）

▶代表者説明会

・と　き　7月21日㈭　午後7時から

・ところ　中央公民館　大会議室

▶踊り講習会

・と　き　8月2日㈫・5日㈮　午後7時から

・ところ　中央公民館　講堂

○勝手連が結成されます

個人で参加される人は、当日結成される勝手連にご参加ください。（申込不要）

▶問合せ　観光協会事務局（経済課内　☎83-1111内線211）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

児童クラブ

～平成29年4月から育成料を徴収します～

「知立市児童クラブの実施に関する条例」が制定され、平成29年4月から児童クラブが変わります。その主な内容は、条例により放課後児童クラブ実施のための必要事項を明確にすること、新たに平成29年4月から育成児童の保護者から育成料を徴収すること、利用対象児童を6年生まで拡大することです。従来からの主な変更内容は下表をご覧ください。

平成29年4月からの児童クラブの申込案内について、例年12月1日号の広報に掲載していましたが、今後は保育所の入所案内に合わせて10月1日号の広報に掲載させていただきます。また、入所申込書の配布や申込受付期間なども保育所と合わせていく予定です。

▼問合せ　子ども課　児童家庭係（☎(95)0120）

児童クラブについて

この度、「知立市児童クラブの実施に関する条例」を新たに制定いたしました。これにより、平成29年4月から児童クラブ（放課後児童健全育成事業）をご利用の保護者の方々から育成料をご負担いただくことになります。

児童クラブは、保護者が共働き等の理由で留守家庭となる世帯の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

そのため、すべての児童を対象とした事業ではないことから、受益者負担の考えにより国の「事業にかかる経費の二分の一を保護者負担で賄うことを想定」との定めに基づき、愛知県内では、全ての自治体で育成料を徴収しています。

この育成料については、「事業にかかる経費の二分の一」の額としては約8千円と算出されますが、県内各市を参考に月額5千円といたしました。（ただし、春休み・夏休み等長期休暇時のみ利用する場合は、金額が異なります。）

利用される皆様には新たにご負担をいただくことになりますが、減免制度や多子軽減制度などを設け、お子様の育成環境の充実に努めるとともに、対象学年を小学校4年生までから、6年生までに拡大します。また、利用時間の午後7時までの延長を早期に実施することができるよう努めてまいります。

なお、全小学校においてすべての児童を対象とした「放課後子ども教室」は、今後も無料で実施してまいります。

知立市のすべての子どもたちが放課後を安心･安全に楽しく過ごし、児童クラブにおいて、家庭同様の充実した育成環境を整えることができるよう、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

知立市長　林　郁夫

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の概要

	放課後児童クラブ		放課後子ども教室（平成28年度）
	平成28年度	平成29年度以降	
趣旨	留守家庭児童の遊びや生活の場の提供		安心安全な居場所づくり
利用対象	昼間留守家庭となる小学校1年生～4年生の児童	昼間留守家庭となる小学校1年生～6年生の児童	小学校1年生～6年生の参加を希望する児童 ※保護者の同意が必要になります。
実施施設	各小学校区の児童クラブ		各小学校の教室・運動場・体育館
利用時間	○通常日（月曜日～金曜日） 学校下校時～午後6時30分 ○土曜日および学校休業日（夏休み等） 午前7時30分～午後6時30分 ＊日曜、祝日、年末年始は実施しない		○通常日（月曜日～金曜日） 学校下校時～午後5時30分 ○夏休み（8/11～8/31を除く） 午後1時30分～午後4時30分 ＊冬休み、学年末休業は実施しない
利用料	無料 ※保護者会で教材費とおやつ代を徴収	有料（育成料として徴収） ○通年利用 児童1人につき月額5,000円 ○土曜日および学校休業日（夏休み等）のみの利用 ・前期（4月～9月）　10,000円 ・後期（10月～3月）　5,000円 ※減免制度、多子軽減制度あり ※別途おやつ代を徴収	無料
開始日	毎年4月1日から		平成28年5月9日(月)から